

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月15日
【四半期会計期間】	第76期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
【会社名】	東京ボード工業株式会社
【英訳名】	TOKYO BOARD INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 弘之
【本店の所在の場所】	東京都江東区新木場二丁目11番1号
【電話番号】	03-3522-4138
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大矢 宣之
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区新木場二丁目11番1号
【電話番号】	03-3522-4138
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 大矢 宣之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第75期 第 3 四半期 連結累計期間	第76期 第 3 四半期 連結累計期間	第75期
会計期間	自 2019年 4 月 1 日 至 2019年12月31日	自 2020年 4 月 1 日 至 2020年12月31日	自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日
売上高 (千円)	5, 848, 493	5, 428, 803	7, 755, 647
経常損失 (△) (千円)	△ 1, 892, 305	△ 1, 959, 283	△ 3, 342, 859
親会社株主に帰属する当期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	△ 1, 361, 355	△ 1, 286, 181	1, 667, 087
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△ 1, 320, 560	△ 1, 235, 559	1, 706, 552
純資産額 (千円)	3, 076, 805	4, 863, 459	6, 103, 918
総資産額 (千円)	21, 462, 179	15, 582, 479	18, 798, 432
1 株当たり当期純利益又は四半期純損失(△) (円)	△ 527. 00	△ 496. 23	644. 81
潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	11. 4	26. 9	29. 1

回次	第75期 第 3 四半期 連結会計期間	第76期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 2019年10月 1 日 至 2019年12月31日	自 2020年10月 1 日 至 2020年12月31日
1 株当たり四半期純利益又は四半期純損失(△) (円)	△ 283. 66	91. 92

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第75期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第75期第 3 四半期連結累計期間及び第76期第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 当社は、「役員報酬 B I P 信託」を導入しております。当該信託が所有する当社株式については、(四半期) 連結財務諸表において自己株式として計上しております。このため、1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり四半期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

（継続企業の前提に関する重要事象等）

当社グループは、前連結会計年度において3期連続して営業損失及び経常損失を計上しており、また当第3四半期連結累計期間において営業損失2,067,947千円、経常損失1,959,283千円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,286,181千円を計上しました。さらに、当連結会計年度末において、当社グループが取引金融機関との間で締結している金銭消費貸借契約の財務制限条項に抵触するおそれがあり、これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

しかしながら、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（3）継続企業の前提に関する重要事象等を解消又は改善するための対応策」に記載した対応策を実行していくことにより、売上高の増加、収益性の改善及び営業キャッシュ・フローの増加等が可能となり、ひいては当社の財務健全性の向上が実現できるものと考えております。

なお、当第3四半期連結会計期間末において上記の財務制限条項に抵触しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々及びご遺族の皆様へは謹んで哀悼の意を表しますとともに、医療従事者の皆様のご尽力には心より深く敬意を表します。

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策として実施された個人消費や企業活動への制限は一部緩和されたものの、第3波ともいえる感染者の再拡大もあり、経済の先行きは依然として不透明感が続くと思定されます。

また、当社グループが事業の主体を置く住宅市場におきましては、2020年12月の新設住宅着工戸数は、持家が前年同月比2.4%の増加と持ち直したものの、貸家が前年同月比11.5%の減少と28か月連続の減少、分譲住宅が前年同月比18.4%の減少と14か月連続の減少、全体では前年同月比9.0%の減少で18か月連続の減少と経営環境は厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループでは、主力製品のマンション向け床板用のパーティクルボード（以下P Bという）を中心とする製造販売から、長尺構造用パネル用P B「壁武者」を第二の柱とすべく、最新鋭設備の新工場である佐倉工場のフル稼働を2020年2月に達成し新工場での生産体制を構築してまいりました。しかし、このような経営環境により、販売量の減少に伴い新木場リサイクリング工場の生産調整を実施する等、厳しい状況が続いております。

当第3四半期連結累計期間の業績は、第二の柱となる長尺構造用パネル用P B「壁武者」が、大手ビルダーを中心に販売を伸ばしてきているものの、総じて厳しい販売状況で推移し、売上高は5,428,803千円（前年同期比7.2%減）、営業損失は2,067,947千円（前年同期は、1,999,357千円の損失）、経常損失1,959,283千円（前年同期は、1,892,305千円の損失）となり、親会社株主に帰属する四半期純損失は、1,286,181千円（前年同期は、1,361,355千円の損失）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、木材環境ソリューション事業及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、第1四半期連結会計期間より、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

当第3四半期連結会計期間における資産の残高は15,582,479千円となり、前連結会計年度末に比べ3,215,952千円減少いたしました。受取手形及び売掛金が199,138千円増加、未収還付法人税等が918,728千円増加したものの、有形固定資産が主として減価償却費により1,136,159千円減少、商品及び製品が982,689千円減少した他、未払法人税等の支払等により現金及び預金が2,327,109千円減少したことが主たる要因であります。

(負債の部)

当第3四半期連結会計期間における負債の残高は10,719,020千円となり、前連結会計年度末に比べ1,975,493千円減少いたしました。短期借入金が300,000千円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）が816,732千円それぞれ増加したものの、社債（1年内償還予定の社債含む）が1,135,000千円、未払法人税等が1,877,625千円がそれぞれ減少したことが主たる要因であります。

(純資産の部)

当第3四半期連結会計期間における純資産の残高は4,863,459千円となり、前連結会計年度末に比べ1,240,459千円減少いたしました。親会社株主に帰属する四半期純損失1,286,181千円の計上が主たる要因であります。

(3) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消又は改善するための対応策

当社グループは、前連結会計年度において3期連続して営業損失及び経常損失を計上しており、また当第3四半期連結累計期間において営業損失2,067,947千円、経常損失1,959,283千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失1,286,181千円を計上しました。さらに、当連結会計年度末において、当社グループが取引金融機関との間で締結している金銭消費貸借契約の財務制限条項に抵触するおそれがあり、これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、新型コロナウイルス感染の影響が不透明な状況下ではありますが、以下のとおり対応を進めてまいります。

- 1) 置床用PBの販売をさらに推進させるとともに、構造用PB「壁武者」及びフロー用PB等、他の市場へ参入し売上増をめざすべく営業と開発を増員し活動を強化しております。
- 2) テレワーク等働き方改革による業務再構築及び人員の再配置を実施するとともに、在庫圧縮や運送効率化等による経費削減を行い事業収益の改善と更なる役員報酬削減を含む本社費用等の間接部門経費支出の見直しを実施してまいります。
- 3) 更なる製造技術開発により、製造経費の削減を行ってまいります。

これらの当社独自の対応策を実施することに加えて、各種取引先との緊密な連携関係を高め、必要に応じた協力体制を築くことによりキャッシュフローの改善と財務体質の強化を図り当該状況の解消、改善に努めます。また、販売計画未達分の資金が必要となるため、上記対策の他、追加の資金調達や資金繰りの安定化に努めるべく取引金融機関等と協議を継続して進めております。

なお、当第3四半期連結会計期間末において上記の財務制限条項に抵触しておりません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は15,270千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,120,000
計	13,120,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月15日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,660,369	3,660,369	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	3,660,369	3,660,369	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	—	3,660,369	—	221,000	—	19,956

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 986,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,672,800	26,728	—
単元未満株式	普通株式 1,169	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,660,369	—	—
総株主の議決権	—	26,728	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する当社株式 81,900株(議決権の数 819個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式92株が含まれております。
3. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京ボード工業株式会社	東京都江東区新木場二丁目11番1号	986,400	—	986,400	26.95
計	—	986,400	—	986,400	26.95

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する当社株式81,968株は、上記には含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、赤坂有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,926,456	1,599,346
受取手形及び売掛金	※2 1,643,114	※1,※2 1,842,253
商品及び製品	1,350,407	367,717
仕掛品	46,019	70,630
原材料及び貯蔵品	368,312	397,428
未収還付法人税等	-	918,728
その他	98,205	125,886
貸倒引当金	△ 691	△ 636
流動資産合計	7,431,822	5,321,354
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	5,906,664	6,052,043
減価償却累計額	△ 2,815,449	△ 2,956,713
建物及び構築物（純額）	3,091,214	3,095,330
機械装置及び運搬具	17,721,198	17,793,949
減価償却累計額	△ 13,017,724	△ 14,237,190
機械装置及び運搬具（純額）	4,703,473	3,556,759
土地	2,810,121	2,810,121
建設仮勘定	16,775	33,000
その他	239,089	238,473
減価償却累計額	△ 195,271	△ 204,442
その他（純額）	43,818	34,031
有形固定資産合計	10,665,403	9,529,243
無形固定資産	16,501	11,682
投資その他の資産		
投資有価証券	64,696	81,628
長期貸付金	2,256	5,292
破産更生債権等	9,530	9,530
繰延税金資産	11,323	12,321
敷金及び保証金	496,725	497,315
その他	109,103	123,042
貸倒引当金	△ 8,931	△ 8,931
投資その他の資産合計	684,704	720,200
固定資産合計	11,366,609	10,261,125
資産合計	18,798,432	15,582,479

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	647,713	※1 524,165
短期借入金	-	300,000
資産除去債務	-	215,413
1年内償還予定の社債	165,000	-
1年内返済予定の長期借入金	1,314,826	2,064,784
未払金	409,193	369,167
未払法人税等	1,911,114	33,488
賞与引当金	74,644	70,309
その他	284,066	※1 367,160
流動負債合計	4,806,557	3,944,489
固定負債		
社債	970,000	-
長期借入金	5,507,276	5,574,050
繰延税金負債	292,014	292,864
役員報酬BIP信託引当金	62,111	62,111
退職給付に係る負債	262,793	266,251
受入敷金保証金	226,439	226,115
資産除去債務	564,749	350,565
その他	2,571	2,571
固定負債合計	7,887,956	6,774,530
負債合計	12,694,514	10,719,020
純資産の部		
株主資本		
資本金	221,000	221,000
資本剰余金	114,514	114,514
利益剰余金	6,522,886	5,236,705
自己株式	△ 1,404,225	△ 1,404,225
株主資本合計	5,454,175	4,167,993
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,814	23,562
その他の包括利益累計額合計	11,814	23,562
非支配株主持分	637,927	671,902
純資産合計	6,103,918	4,863,459
負債純資産合計	18,798,432	15,582,479

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	5,848,493	5,428,803
売上原価	6,317,516	5,979,492
売上総損失(△)	△ 469,023	△ 550,689
販売費及び一般管理費	1,530,334	1,517,258
営業損失(△)	△ 1,999,357	△ 2,067,947
営業外収益		
受取利息	31	40
受取配当金	3,014	2,507
受取家賃	3,556	2,276
助成金収入	159,975	149,491
受取保険金	34,418	59,597
その他	3,583	4,871
営業外収益合計	204,579	218,784
営業外費用		
支払利息	80,107	49,215
社債利息	3,505	530
支払手数料	4,255	54,289
その他	9,658	6,086
営業外費用合計	97,527	110,120
経常損失(△)	△ 1,892,305	△ 1,959,283
特別利益		
固定資産売却益	619,838	3,270
特別利益合計	619,838	3,270
特別損失		
操業休止関連費用	-	139,764
固定資産除却損	0	22,926
特別損失合計	0	162,690
税金等調整前四半期純損失(△)	△ 1,272,467	△ 2,118,703
法人税、住民税及び事業税	58,759	62,454
法人税等還付税額	-	△ 918,728
過年度法人税等	-	△ 9,791
法人税等調整額	614	△ 5,332
法人税等合計	59,374	△ 871,397
四半期純損失(△)	△ 1,331,841	△ 1,247,306
非支配株主に帰属する四半期純利益	29,513	38,874
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△ 1,361,355	△ 1,286,181

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純損失(△)	△ 1,331,841	△ 1,247,306
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	11,281	11,747
その他の包括利益合計	11,281	11,747
四半期包括利益	△ 1,320,560	△ 1,235,559
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△ 1,350,074	△ 1,274,433
非支配株主に係る四半期包括利益	29,513	38,874

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、前連結会計年度において3期連続して営業損失及び経常損失を計上しており、また当第3四半期連結累計期間において営業損失2,067,947千円、経常損失1,959,283千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失1,286,181千円を計上しました。さらに、当連結会計年度末において、当社グループが取引金融機関との間で締結している金銭消費貸借契約の財務制限条項に抵触するおそれがあり、これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況下ではありますが、以下のとおり対応を進めてまいります。

- 1) 置床用PBの販売をさらに推進させるとともに、構造用PB「壁武者」及びフロー用PB等、他の市場へ参入し売上増をめざすべく営業と開発を増員し活動を強化しております。
- 2) テレワーク等働き方改革による業務再構築及び人員の再配置を実施するとともに、在庫圧縮や運送効率化等による経費削減を行い事業収益の改善と更なる役員報酬削減を含む本社費用等の間接部門経費支出の見直しを実施してまいります。
- 3) 更なる製造技術開発により、製造経費の削減を行ってまいります。

これらの当社独自の対応策を実施することに加えて、各種取引先との緊密な連携関係を高め、必要に応じた協力体制を築くことによりキャッシュフローの改善と財務体質の強化を図り当該状況の解消、改善に努めます。また、販売計画未達分の資金が必要となるため、上記対策の他、追加の資金調達や資金繰りの安定化に努めるべく取引金融機関等と協議を継続して進めております。

なお、当第3四半期連結会計期間末において上記の財務制限条項に抵触しておりません。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の強化に取り組みますが、これらの改善策ならびに対応策は実施中であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していません。

(追加情報)

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役の中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

当該信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度末121,762千円及び81,968株、当第3四半期連結会計期間末121,762千円及び81,968株であります

(新型コロナウイルス感染拡大にかかる会計上の見積りについて)

当第3四半期連結会計期間における新型コロナウイルスの感染症による当社グループの事業への影響に関する会計上の見積り等に用いた仮定については、前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した内容から重要な変更はありません。

(財務制限条項)

- (1) 1年内返済予定の長期借入金のうち208,200千円及び長期借入金のうち591,800千円には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2020年3月期以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

- (2) 1年内返済予定の長期借入金のうち600,666千円及び長期借入金のうち1,469,587千円には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2020年3月期以降に終了する各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以

上に維持すること。

- ②2020年3月期以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(3) 1年内返済予定の長期借入金のうち150,000千円及び長期借入金のうち866,732千円には、下記の財務制限条項が付されております。

- ①2020年3月期以降に終了する各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。
- ②2020年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額が2019年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額未満とならないこと。
- ③2021年3月に終了する決算期またはそれ以降に終了する各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ④2020年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益及び2021年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益がいずれも損失にならないこと。
- ⑤2017年3月に終了する決算期またはそれ以降に終了する各年度の決算期において、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュフロー計算書に記載され、以下の計算式で算出される値を0以下としないこと。

(計算式)

営業活動によるキャッシュ・フロー + 投資活動によるキャッシュ・フロー + 財務活動に関するキャッシュ・フロー + (期首現預金残高 - (売上高 ÷ 12))

なお、当第3四半期連結会計期間末において上記の財務制限条項に抵触しておりません。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形	- 千円	11,984 千円
支払手形	- "	103,037 "
その他(設備支払手形)	- "	7,403 "

※ 2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2020年12月31日)
受取手形割引高	100,000 千円	- 千円
受取手形裏書譲渡額	331,674 "	185,994 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	2,068,565 千円	1,436,136 千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	26,738	10.00	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金

(注) 2019年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BP信託口が所有する当社株式(自己株式) 111,486株に対する配当金1,114千円が含まれております。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1 配当金支払額

無配のため、記載すべき事項はありません。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

「II 当第3四半期連結累計期間(報告セグメントの変更等に関する事項)」に記載のとおりであります。

II 当第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社グループの事業セグメントは、木材環境ソリューション事業及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループの報告セグメントは、従来「木材環境ソリューション事業」と「ファシリティ事業」に区分しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、「木材環境ソリューション事業」の単一セグメントとしています。

この変更は、「ファシリティ事業」の売上高、利益及び資産の重要性が乏しくなったこと、また、当社グループの事業展開、経営資源の配分、経営管理体制等の実態を踏まえ、報告セグメントを再考した結果、報告セグメントは単一セグメントとするのが適切であると判断したことによるものであります。

この変更により、当社グループの報告セグメントは単一セグメントとなることから、前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間のセグメント情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第 3 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年12月31日)
1 株当たり四半期純損失(△)	△ 527円00銭	△ 496円23銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	△ 1, 361, 355	△ 1, 286, 181
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係わる親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)(千円)	△ 1, 361, 355	△ 1, 286, 181
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 583, 214	2, 591, 909

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1 株当たり四半期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1 株当たり四半期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第 3 四半期連結累計期間90, 662株、当第 3 四半期連結累計期間81, 968株であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 2月12日

東京ボード工業株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人
東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 勉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 川 和 也 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京ボード工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2020年10月1日から2020年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京ボード工業株式会社及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において3期連続して営業損失及び経常損失を計上しており、また当第3四半期連結累計期間において営業損失2,067,947千円、経常損失1,959,283千円及び親会社株主に帰属する四半期純損失1,286,181千円を計上している。さらに、当連結会計年度末において、会社が取引金融機関との間で締結している金銭消費貸借契約の財務制限条項に抵触するおそれがある。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。
